

(免税対象物品から除かれる物品の範囲)

第三十七条 法第八十六条の二第一項に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品
- 二 金及び白金の地金その他通常生活の用に供しないもの

(海軍販売所等で購入した免税対象物品を亡失した場合の免税手続等)

第三十七条の二 法第八十六条の二第三項本文の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に亡失証明書を添付して、これを出港地の所轄税関長（その者が同条第一項に規定する合衆国軍隊の構成員等でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地の所轄税務署長）に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名
- 二 亡失の事情及びその場所
- 三 当該免税対象物品（法第八十六条の二第一項に規定する免税対象物品をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の購入の年月日
- 四 当該免税対象物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額
- 五 当該免税対象物品を購入した海軍販売所等（法第八十六条の二第一項に規定する海軍販売所等をいう。第三項第五号において同じ。）の名称及び所在地

(海軍販売所等で購入した物品を亡失した場合の免税手続)

第三十七条 法第八十六条の二第三項において準用する消費税法第八条第三項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に亡失証明書を添付して、これを出港地の所轄税関長（その者が同条第一項に規定する免税購入対象者でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地の所轄税務署長）に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名
 - 二 亡失の事情及びその場所
 - 三 当該物品の購入の年月日
 - 四 当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額
 - 五 当該物品を購入した海軍販売所等（施行令第四十六条第一項に規定する海軍販売所等をいう。次条において同じ。）の名称及び所在地
- 2 | 前項の亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類をその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に提出しなければならない。
- 一 提出者の住所又は居所及び氏名
 - 二 前項第二号から第五号までに掲げる事項

(海軍販売所等で購入した物品の譲渡手続)

第三十七条の二

2| 前項の亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類をその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に提出しなければならない。

一 提出者の住所又は居所及び氏名

二 前項第二号から第五号までに掲げる事項

3| 法第八十六条の二第四項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該免税対象物品の所在場所の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び第三十九条の四において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、住所又は居所及び氏名又は名称）

二 当該免税対象物品の所在場所

三 当該免税対象物品の購入の年月日

四 当該免税対象物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額

五 当該免税対象物品を購入した海軍販売所等の名称及び所在地

六 当該免税対象物品の法第八十六条の二第四項に規定する譲渡又は譲受けに係る者の住所又は居所及び氏名又は名称

七・八 省 略

（輸取出引等の証明書類等の保存期間の特例）

第三十七条の三 法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合における消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の規定の適用については、同令第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、同令第八条第五項及び第九条第七項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課

法第八十六条の二第三項において準用する消費税法第八
条第四項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該物品の所在場所の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び第三十九条の四において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、住所又は居所及び氏名又は名称）

二 当該物品の所在場所

三 当該物品の購入の年月日

四 当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額

五 当該物品を購入した海軍販売所等の名称及び所在地

六 当該物品の法第八十六条の二第三項において準用する消費税法第八
条第四項に規定する譲渡又は譲受けに係る者の住所又は居所及び氏名
又は名称

七・八 同 上

（輸取出引等の証明書類等の保存期間の特例）

第三十七条の三 法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合における消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の規定の適用については、同規則第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、同規則第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第

税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日」と、同令第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。）」と、同令第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日）」と、同令第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする。

2 省 略

（日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等）

第三十七条の四の四 施行令第四十六条の八の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、その者が最後に入国した日までに国内（酒税法の施行地をいう。第三項において同じ。）以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき確認ができる次に掲げる書類（第二号及び第三号に掲げる書類にあつては、同日から起算して六月前の日以後に作成されたものに限る。）のいずれかとする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード（同項第二号に規定する転出の予定年月日が記載されたものに限る。）

二 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明

三 戸籍の附票の写し

2 施行令第四十六条の八の二第二項第一号に規定する旅券等に係る情報は、旅券等（同号に規定する旅券等をいう。第二号において同じ。）に記載された事項のうち、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
- 二 旅券等の種類及び旅券の番号

一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日」と、同規則第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。）」と、同規則第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日）」と、同規則第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする。

2 同 上

（日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等）

第三十七条の四の四 施行令第四十六条の八の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、その者に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又は戸籍の附票の写しであつて、その者が最後に入国した日から起算して六月前の日以後に作成されたものとする。

2 施行令第四十六条の八の二第三項第一号イに規定する旅券等に係る情報は、旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。次条第五項第一号、第三十七条の四の八第一項及び第二項並びに第三十七条の四の九において同じ。）に記載された事項のうち、消費税法施行規則第六条第二項各号に掲げる事項とする。

3 施行令第四十六条の八の二第二項第二号に規定する書類に記載された情報は、当該書類に記載された事項のうち、当該書類の名称及び当該書類に記載された国内以外の地域に住所又は居所を有することとなつた年月日に関する事項とする。

(輸出酒類販売場における購入者への説明事項)
第三十七条の四の五

3 施行令第四十六条の八の二第三項第一号ロに規定する書類に記載された情報は、当該書類に記載された事項のうち、次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 在留証明 次に掲げる事項

イ 在外公館の名称

ロ 発給年月日

ハ 免税購入対象者（法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者をいう。次号ロ及び次条第五項第一号において同じ。）の本籍
ニ 発給番号

二 戸籍の附票の写し 次に掲げる事項

イ 作成年月日

ロ 免税購入対象者の本籍

4 施行令第四十六条の八の二第三項第二号ロに規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写し（当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限り。）とする。

5 施行令第四十六条の八の二第五項に規定する酒類購入記録情報とは、当該免税酒類（同条第二項に規定する免税酒類をいう。次条第五項第二号及び第三十七条の四の七第二項において同じ。）の税率の適用区分（品目を含む。第三十七条の四の八及び第三十七条の四の九において同じ。）及び当該区分ごとの数量が記録された電磁的記録をいう。

(酒類購入記録情報の提供方法等)

第三十七条の四の五 施行令第四十六条の八の二第五項に規定する電子情報処理組織を使用して酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提供を行う輸出酒類販売場（法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下第三十七条の四の十一までにおいて同じ。）を経営する酒類製造者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税法施行規則第六条の二第一項の規定による届出書（以下この項において「開始届出書」という。）を併せて提出するとき（当該開始届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売

- 場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限り。）は、当該開始届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる。
 - 一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
 - 二 当該輸出酒類販売場の所在地及び名称
 - 三 届出者の電子メールアドレス
 - 四 当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の提供を承認送信事業者（施行令第四十六条の八の二第十一項に規定する承認送信事業者をいう。以下この号及び次条において同じ。）が同項前段の規定により行う場合にあつては、その旨及び当該承認送信事業者の識別符号（消費税法施行規則第六条の二第一項第四号に掲げる識別符号をいう。）
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 前項前段の規定による届出書を提出した酒類製造者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税法施行規則第六条の二第三項の規定による届出書（以下この項において「変更届出書」という。）を併せて提出するとき（当該変更届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限り。）は、当該変更届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる。
 - 一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
 - 二 当該変更に係る輸出酒類販売場の所在地及び名称
 - 三 変更の内容
 - 四 その他参考となるべき事項
- 3 施行令第四十六条の八の二第五項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第六項に規定する国税庁長官の定める方法により氏名又は名称を明らかにして酒類購入記録情報を送信する方法とする。
 - 4 施行令第四十六条の八の二第五項の規定により酒類購入記録情報を提供する場合における当該酒類購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。
 - 5 施行令第四十六条の八の二第九項に規定する財務省令で定める事項は

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十七条の六第一項の規定による税関長の確認は、免税対象酒類（同項に規定する免税対象酒類をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を購入した日から九十日以内に本邦から出国する際の出港地を所轄する税関長に対してその所持する旅券を提示し、又は当該旅券に係る情報を提供して受けるものである旨及び免税購入対象者（法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者をいう。）は、当該税関長の求めに応じて当該免税対象酒類を提示できるようにしなければならない旨

二 法第八十七条の六第一項の規定による税関長の確認を受けた免税対象酒類を遅滞なく輸出しなければならない旨及びそれを輸出しなかつた場合には当該免税対象酒類の移出につき同項の規定により免除された酒税額に相当する額を徴収され、かつ、同条第十六項の規定により刑罰が科されることがある旨

（酒類購入記録情報の提供方法等）

第三十七条の四の六 施行令第四十六条の八の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、当該免税対象酒類の税率の適用区分（品目を含む。）及び当該区分ごとの数量とする。

2| 施行令第四十六条の八の二第七項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第八項に規定する国税庁長官の定める方法により輸出酒類販売場（法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。第五項、次条第一項及び第三十七条の四の十において同じ。）を経営する酒類製造者の氏名又は名称を明らかにして酒類購入記録情報（法第八十七条の六第二項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を送信する方法とする。

、次に掲げる事項とする。

一 本邦から出国する際又は免税購入対象者でなくなる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨

二 免税酒類を本邦から出国する際に所持していなかった場合には、当該免税酒類の移出につき法第八十七条の六第一項の規定の適用により免除された酒税額に相当する額を徴収される旨

6| 施行令第四十六条の八の二第十項に規定する財務省令で定める書類は、前条第四項に規定する書類とする。

7| 第一項から第四項までに定めるもののほか、施行令第四十六条の八の二第五項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（承認送信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等）

第三十七条の四の六 消費税法施行規則第十条の五第一項の規定は施行令第四十六条の八の二第十一項前段の規定により承認送信事業者が同項第一号の契約に係る輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を提供する場

合について、消費税法施行規則第十条の五第二項の規定は施行令第四十六条の八の二第十一項に規定する財務省令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、消費税法施行規則第十条の五第一項中「令第十八条の四第一項前段」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十一項前段」と、「市中輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。次条第一項において同じ。）」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（同令第四十六条の八の二第五項に規定する酒類購入記録情報をいう。次項及び次条において同じ。）」

3| 前項に規定する方法により酒類購入記録情報を提供する場合における当該酒類購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

4| 前二項に定めるもののほか、施行令第四十六条の八の二第七項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

5| 消費税法施行規則第六条の四第五項及び第六項の規定は、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場を經營する酒類製造者による酒類購入記録情報及び税関確認情報（同条第三項に規定する税関確認情報をいう。）の保存について準用する。この場合において、同令第六条の四第五項中「令第十八条第十項」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（租税特別措置法第八十七条の六第二項に規定する酒類購入記録情報をいう。次項において同じ。）」と、「法第八条第三項」とあるのは「同法第八十七条の六第三項」と、「次項及び第九条第七項」とあるのは「次項」と、同条第六項中「令第十八条第十項及び前項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項及び租税特別措置法施行規則（昭和三十一年大蔵省令第十五号）第三十七条の四の六第五項において準用する前項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「輸出物品販売場を經營する事業者」とあるのは「輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。）を經營する酒類製造者（同法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「同条第十項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項」と読み替えるものとする。

（承認送受信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等）

第三十七条の四の七 消費税法施行規則第九条第四項の規定は、施行令第四十六条の八の三第一項の規定により承認送受信事業者（同項に規定する承認送受信事業者をいう。次項並びに第三十七条の四の十第一項第四

と、「第十条の七第三項」とあるのは「消費税法施行規則第十条の七第三項」と、同条第二項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十一項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と読み替えるものとする。

2| 消費税法施行規則第十条の六（同令第二十三条の三又は第二十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の二第十一項前段の規定により提供した承認送受信事業者による酒類購入記録情報の保存について準用する。この場合において、消費税法施行規則第十条の六第一項中「令第十八条の四第一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十一項第一号」と、「市中輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、同条第二項及び第三項中「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と読み替えるものとする。

（輸出酒類販売場における酒類購入記録情報等の保存等）

第三十七条の四の七 消費税法施行規則第七条（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場を經營する酒類製造者による書類の保存について準用する。この場合において、同令第七条第一項中「法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場（同条第七項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第九項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。以下第十条までにおいて同じ。）を經營する事業者は、令第十八条第三項第一号の規定により提供を受けた同条第一項第一号に規定する書類の写し、同条第三項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類（同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第三項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類（同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第三項第三号ロ及び第六号」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場（同条第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この条において同じ。）を經營する酒類製造者（同法第二条第四

号及び第二項第二号において同じ。）が委託を受けて事務を行う当該輸出酒類販売場に係る法第八十七条の六第二項前段の規定による酒類購入記録情報の提供について準用する。この場合において、消費税法施行規則第九条第四項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の第三第一項」と、「輸出物品販売場に係る法第八条第二項前段」とあるのは「輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。第七項において同じ。）に係る同法第八十七条の六第二項前段」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。第七項において同じ。）」と読み替えるものとする。

2| 消費税法施行規則第九条第七項（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の第三第一項の規定により承認送受信事業者が委託を受けて事務を行う酒類購入記録情報の提供等（同項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。第三十七条の四の十第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）について準用する。この場合において、消費税法施行規則第九条第七項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の第三第一項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「提供等につき」とあるのは「提供等（同項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。以下この項において同じ。）につき」と、「輸出物品販売場を経営する事業者」とあるのは「輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。）」と、「譲渡した免税対象物品に係る法第八条第三項後段」とあるのは「販売するために移出した免税対象酒類（同法第八十七条の六第一項に規定する免税対象酒類をいう。）に係る同法第八十七条の六第三項後段」と、「納税地」とあるのは「当該酒類製造者の消費税に係る納税地」と読み替えるものとする。

第三十七条の四の八及び第三十七条の四の九 削除

項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）は、租税特別措置法施行令第四十六条の八の第二第三項第二号」と、「並びに同条第七項の規定により提供した購入記録情報（令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報」とあるのは「及び同条第五項の規定により提供した酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条において同じ。）（同令第四十六条の八の第二十一項後段の規定により提供を受けた酒類購入記録情報」と、「法」とあるのは「消費税法」と、「納税地又は当該譲渡に係る輸出物品販売場の所在地」とあるのは「当該移出に係る輸出酒類販売場の所在地又は当該酒類製造者の消費税に係る納税地」と、同条第二項中「令第十八条第五項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第七項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の第二第五項の規定により酒類購入記録情報を提供し、又は同条第十一項後段の規定により酒類購入記録情報」と、「輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「事業者」とあるのは「酒類製造者」と、「電磁的記録又はこれらの購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、同条第三項中「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「市中輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「事業者」とあるのは「酒類製造者」と読み替えるものとする。

2| 消費税法施行規則第七条の二第二項（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の第二第三項第二号の規定により免税酒類の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者（同号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。次条第三項において同じ。）による書類の保存について準用する。この場合において、消費税法施行規則第七条の二第二項中「令第十八条第三項第三号又は第六号」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の第二第三項第二号」と、「免税対象物品」とあるのは「同条第二項に規定する免税酒類」と、「同条第十二項」とあるのは「同条第十項」と、「同条第三項第三号又は第六号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

（輸出酒類販売場で購入した酒類を亡失した場合の免税手続）

(輸出酒類販売場の許可申請書の記載事項等)
第三十七条の四の十 施行令第四十六条の八の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 申請者の電子メールアドレス

三 省 略

四 当該酒類の製造場に係る酒類購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合には、その旨並びに当該承認送受信事業者の氏名又は名称及び消費税法施行規則第九条第三項の規

第三十七条の四の八 法第八十七条の六第三項本文の承認を受けようとする者は、消費税法施行規則第八条第一項に規定する申請書で、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものに申請者の旅券等の写し及び亡失証明書を添付して、これを法第八十七条の六第三項本文に規定する税関長に提出しなければならない。

2 前項の亡失証明書の交付を受けようとする者は、消費税法施行規則第八条第二項に規定する書類で、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものにその者の旅券等の写しを添付して、これをその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に提出しなければならない。
3 施行令第四十六条の八の二第十五項の規定により読み替えられた法第八十七条の六第三項本文の承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、消費税法施行規則第八条第三項に規定する申請書で、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものを、施行令第四十六条の八の二第十五項の規定により読み替えられた法第八十七条の六第三項本文に規定する消費税に係る納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

(輸出酒類販売場で購入した酒類の譲渡等の手続)

第三十七条の四の九 法第八十七条の六第四項ただし書の承認を受けようとする者は、消費税法施行規則第九条に規定する申請書で、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものに申請者の旅券等の写しを添付して、これを同項ただし書に規定する税務署長に提出しなければならない。

(輸出酒類販売場の許可申請書の記載事項等)
第三十七条の四の十 同 上

一 同 上

二 同 上

定により通知を受けた識別符号

五 省 略

2| 施行令第四十六条の八の四第一項に規定する財務省令で定める書類は

、次に掲げる書類とする。

一 輸出酒類販売場の許可を受けようとする酒類の製造場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面

3| 二 酒類購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（酒類購入記録情報の提供等に係る事務を承認受信事業者に委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し）

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならぬ。この場合において、当該酒類製造者が消費税法施行規則第七条第四項に規定する届出書（以下この項において「変更届出書」という。）と併せて提出するとき（当該変更届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、当該変更届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる。

一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二 当該変更に係る輸出酒類販売場の所在地及び名称

三 変更の内容

四 その他参考となるべき事項

4| 施行令第四十六条の八の四第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二 法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けることをやめようとする輸出酒類販売場の所在地及び名称

三 その他参考となるべき事項

第三十七条の四の十一 削除

三 同 上

2| 施行令第四十六条の八の四第一項に規定する財務省令で定める書類は

、輸出酒類販売場の許可を受けようとする酒類の製造場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面とする。

（輸出酒類販売場をやめようとする旨の届出書の記載事項等）

第三十七条の四の十一 施行令第四十六条の八の四第五項に規定する財務

省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

（輸出酒類販売場に係る電磁的記録に記録された事項に関する消費税法施行規則の規定の準用）

第三十七条の四の十二 消費税法施行規則第二十七条の二第二項の規定は、法第八十七条の六第十二項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項について準用する。この場合において、同令第二十七条の二第二項中「令第七十一条の二第一項第一号から第八号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第二項に規定する」と、「第五条第六項、第六条の四第六項、第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項若しくは第二十六条の八第二項の規定又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）」とあるのは「租税特別措置法施行規則第三十七条の四の六第五項において準用する第六条の四第六項」と、「法」とあるのは「同法第八十七条の六第十二項において準用する法」と読み替えるものとする。

2 消費税法施行規則第二十七条の二第三項から第六項までの規定は、法第八十七条の六第十二項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する特定電磁的記録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条の二第三項	法第五十九条の二第一項	租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する法第五十九条の二第一項
第二十七条の二第四項	前項	租税特別措置法施行規則第三十七条の四の二第二項において準用

二 法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けることをやめようとする輸出酒類販売場の所在地及び名称

三 当該輸出酒類販売場に係る法第八十七条の六第八項の許可を受けた年月日

四 その他参考となるべき事項

（輸出酒類販売場に係る電磁的記録に記録された事項に関する消費税法施行規則の規定の準用）

第三十七条の四の十二 消費税法施行規則第二十七条の二第二項の規定は、法第八十七条の六第十二項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項について準用する。この場合において、同令第二十七条の二第二項中「令第七十一条の二第一項第一号から第九号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第二項に規定する」と、「第五条第六項、第七条第三項、第十条の六第三項、第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項、第二十六条の八第二項若しくは前条第九項又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）」とあるのは「租税特別措置法施行規則第三十七条の四の七第一項において準用する第七条第三項」と、「法」とあるのは「同法第八十七条の六第十二項において準用する法」と読み替えるものとする。

第二十七條の二第四項第一号、第五項第一号及び第六号					
届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有し）	同条第一項の事業者	同項	その納税地	提出している場合	提出している場合、又は同令第三十七條の四の十二第二項の規定による読替え前のこの項に規定する届出書と併せて当該届出書を提出すべき税務署長を経由して提出している場合（当該届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）
届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号	租税特別措置法第八十七條の六第十二項において準用する法第五十九條の二第一項の酒類製造者（租税特別措置法第二條第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）	租税特別措置法第八十七條の六第十二項において準用する法第五十九條の二第一項	当該酒類製造者が経営する輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七條の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この条において同じ。）の所在地	提出している場合、又は同令第三十七條の四の十二第二項の規定による読替え前のこの項に規定する届出書と併せて当該届出書を提出すべき税務署長を経由して提出している場合（当該届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）	届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

項第一号	第二十七條の二第五項	第二十七條の二第五項第二号	第二十七條の二第六項
ない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）	前項の事業者	法第五十九條の二第一項	その納税地
租税特別措置法施行規則第三十七條の四の十二第二項において準用する前項の酒類製造者	租税特別措置法第八十七條の六第十二項において準用する法第五十九條の二第一項	当該酒類製造者が経営する輸出酒類販売場の所在地	その提出があつた日の属する月以後は、同令第三十七條の四の十二第二項において準用する
前項	その提出があつた日の属する課税期間以後の課税期間については、	前項	租税特別措置法施行規則第三十七條の四の十二第二項において準用する前項
第四項の事業者	その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない	租税特別措置法施行規則第三十七條の四の十二第二項において準用する第四項の酒類製造者	当該酒類製造者が経営する輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造

第二十七條の 二第六項第二 号	第四項	者が同条第二項の規定による読替 え前のこの項に規定する届出書を 併せて提出するとき（当該届出書 を提出すべき税務署長と当該輸出 酒類販売場の所在地を所轄する税 務署長とが異なる場合に限る。） は、当該届出書を提出すべき税務 署長を経由して提出することがで きる
		租税特別措置法施行規則第三十七 条の四の十二第二項において準用 する第四項

3|
省 略

（葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法）

第三十七條の四の十四 法第八十八条第一項第一号に規定する財務省令で
定めるところにより直接加熱することは、当該加熱式たばこに係る喫煙
用具の熱源を用いて当該葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第
六十八号）第二条第二号に規定する葉たばこをいう。次条第一号におい
て同じ。）を原料の全部又は一部としたものを直接加熱することによる
ものとする。

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第三十七條の四の十五 法第八十八条第一項第一号に規定する財務省令で
定めるものは、フィルター（当該フィルターに次に掲げるものが含まれ
ている場合には、これらのものを除く。）のほか、次に掲げるもの以外
のものとする。

一 葉たばこ

二 加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物

三 前二号に掲げるもののほか、香味を付けること等により喫煙の効用
に直接的な影響を与えるものと認められるもの

2|
同 上

(貨物自動車の範囲)

第四十条 施行令第五十一条に規定する財務省令で定める自動車は、自動車登録規則別表第二の自動車の範囲欄の1及び4に掲げる貨物の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車に該当する自動車(法第九十条の十第一項に規定する自動車をいう。次条から第四十条の七までにおいて同じ。)とする。

第四十条の三 削除

(貨物自動車の範囲)

第四十条 施行令第五十一条に規定する財務省令で定める自動車は、自動車登録規則別表第二の自動車の範囲欄の1及び4に掲げる貨物の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車に該当する自動車(法第九十条の十第一項に規定する自動車をいう。次条から第四十条の四まで、第四十条の六及び第四十条の七において同じ。)とする。

(特定自動車の範囲)

第四十条の三 施行令第五十一条の三第一項に規定する財務省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書に規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車とする。